

## 小平市長期総合計画基本構想審議会の会議の公開に関する規則

平成17年  
規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、小平市長期総合計画基本構想審議会条例（昭和59年条例第15号）第8条の規定に基づき、小平市長期総合計画基本構想審議会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、当該審議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年8月30日・平成17年規則第71号）

この規則は、平成17年9月1日から施行する。